

平成 24 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社リニカル
代表者名 代表取締役社長 秦野 和浩
(コード番号 2183 東証マザーズ)
問合せ先 専務取締役管理本部長 高橋 明宏
(TEL. 06-6150-2582)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 28 日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月 21 日開催予定の第 7 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、変更案第 21 条（任期）のとおり所要の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な配当政策及び資本政策を可能とするため、剰余金の配当などを取締役会決議により行うことができるよう、変更案第 37 条（剰余金の配当等の決定機関）及び変更案第 38 条（剰余金の配当の基準日）として新設し、これに伴い規定の内容が重複する現行定款第 37 条（剰余金の配当）及び現行定款第 38 条（中間配当）を削除するものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 24 年 6 月 21 日
定款変更効力発生日	平成 24 年 6 月 21 日

以 上

(別紙)「2. 変更の内容」

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 当社の取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 補欠または増員で選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 当社の取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p>
<p>第6章 計算</p> <p>(新 設)</p>	<p>第6章 計算</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p><u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p><u>3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p><u>(剰余金の配当)</u></p> <p>第37条 当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(中間配当)</u></p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。</p>	<p>(削 除)</p>